

募集要項

【企画競争方式】

件名：2018年度
途上国の課題解決型ビジネス
(SDGs ビジネス) 調査

2018年4月6日

独立行政法人国際協力機構
民間連携事業部

－目次－

内容

I. 途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査概要	3
1. 本制度の背景と目的	3
2. 本制度の概要	4
(1) 対象分野と範囲	4
(2) 調査内容	4
(3) 対象国	6
(4) 実施期間	8
(5) 調査の規模	8
(6) 採択件数	8
(7) 応募上の留意事項	8
(8) 本制度の対象外となる提案	10
(9) 成果品	10
(10) JICA の役割	11
II. 募集・選考の流れ	12
1. 募集・選考スケジュール	12
2. 競争参加資格	12
3. 応募書類・企画書	14
4. 企画書の評価・選定	16
5. 評価結果の通知	16
6. 調査内容の確定／契約交渉／契約締結	16
7. 情報の公開	17
8. 応募に当たっての留意事項	17
9. 質問受付	18
III. 留意事項	20
IV. 調査経費・支払等	23

【添付書類】

民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理(積算)ガイドライン

様式 1. 見積金額内訳書

様式 2. 見積金額内訳明細書

様式 3. 書類受領書

様式 4. 企画競争申込書

様式 5. 提案法人情報

様式 6. 企画書

別添 1. 事業計画書

別添 2. 作業工程表

別添 3. 業務経験

別添 4 業務従事者名簿

別添 5. 評価対象業務従事者経歴書

(業務主任者 1 名及び評価対象者となる調査団員 2 名の計 3 名分作成)

様式 7. 質問書

様式 8. 同意書

参考資料 1. 契約書雛型 (附属書 I~IV 含む)

参考資料 2. 評価の視点

Q&A (よくあるご質問と回答)

I. 途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査概要

1. 本制度の背景と目的

独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）は、2008年10月に民間連携室（現・民間連携事業部）を設置し、長年にわたる ODA 事業を通じて蓄積した開発途上国（以下、途上国）における公的機関とのつながりや情報、国内外のネットワークを活かし、途上国での事業展開を検討する企業を支援し、ビジネスを通じた現地の課題解決を推し進めてきました。その一環として、2010年には、日本企業による BOP ビジネス（貧困層が抱える課題の解決に貢献するビジネス）を推進することを目的に、「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」を開始し、2016年4月までに計10回の公示を行い、通算で114の案件を採択しました。

そのような中、2015年9月、国連本部において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）を達成することが掲げられました。SDGsを構成する17の目標のひとつには「グローバルパートナーシップの活性化」が挙げられ、民間セクターの果たす役割の大きさは益々注目されています。また、JICAは、2016年9月にSDGs達成に向けた取り組み方針を発表し、その柱のひとつに、SDGs達成を加速させるためのパートナーとの連携強化を掲げました。その具体的な取り組みのひとつとして、「BOP ビジネス」を対象を限定していた「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」を、広く途上国のSDGs達成に貢献するビジネスを対象に、2017年より「途上国における課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」を開始しました。

SDGsは、政府だけでなく、民間企業、市民、研究機関など複数のステークホルダーが策定に参画し、その重要性が合意されたものであり、特に民間企業にとっては大きなビジネスチャンスとも捉えられています。実際に、企業経営においても、サステナブル経営やESG（Environment, Social, Governance）投資の流れが強まる中、国連でのSDGs採択を契機に、SDGsを経営に取り込む動きも始まり、今後さらに日本企業の持つ技術やノウハウの動員への期待が高まると考えられます。

本制度は、提案法人の方々が、途上国において、本業を通じたSDGs達成への貢献をめざす「SDGs ビジネス」の形成・展開を検討するにあたり、必要な情報収集と共に、実現可能かつ持続可能なビジネスモデルの開発・検証、それらに基づく事業計画の策定を促進することを目的に実施します。また、当該SDGsビジネスとJICA事業が連携することで、ビジネスの発展及びSDGs達成への貢献がともに拡大するような事例の形成をめざします。

※SDGs とは（国際連合広報センターHP）

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

※SDGs と JICA の取組み

<https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/index.html>

2. 本制度の概要

(1) 対象分野と範囲

途上国において、SDGs17 のゴールいずれかの達成に資する分野を対象とします。

また、以下の通り、SDGs ビジネスの事業化準備の段階にあるものを対象とし、対象国において事業化済みの段階にあるものは対象となりません。また、本調査を経て事業化が見込まれるものを対象としますので、下記アの段階の活動のみを行うことが想定・予想されるものは対象となりません。

ア 情報収集・市場調査段階

SDGs の中で対象とするゴール及びターゲット（開発課題）の現状に係る情報収集、対象地域の選定、ビジネスによる SDGs 達成への貢献可能性（開発効果）に係る調査、現地の投資環境・事業環境に係る情報収集・分析、現地ニーズの把握、現地パートナーの情報収集・発掘、JICA 事業との連携可能性に係る情報収集等。

イ ビジネスモデル構築段階

ビジネスモデルの開発・検証、パイロット事業の実施、事業計画の策定、等。

(2) 調査内容

提出された企画書が採択された場合、詳細な調査内容については、提出済みの企画書に加えて、当該調査の状況・性格、既存調査の有無・内容等を踏まえ、JICA との協議を経て個別に決定されます（本募集要項における「採択」とは、JICA の調査委託内容を企画書を基に協議を開始するという意味です。よって、協議において、調査内容・方法に関し、JICA から、提案法人に提案内容の変更を求める場合があります）。基本的な調査項目のイメージは以下のとおりです。

ア 対象とする SDGs に関する課題の現状と期待される効果に係る調査

対象の国・地域、またそこにおける SDGs の課題に対し、ご提案の SDGs ビジネスがどのようにゴール達成に貢献するのかを調査します。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 当該地域が抱える SDGs に関する課題の現状
- ・ 当該地域が抱える SDGs に関する課題への取組状況（現地政府の政策・施策、諸外国による援助の状況等）と残された取組課題
- ・ 事業の実施により期待される SDGs への貢献可能性（直接的効果、間接的効果）等

イ 現地の投資環境・事業環境に係る情報収集・分析

調査終了後の事業計画策定に必要な情報の収集、分析を行います。但し、これらの項目のうち、事業化の前提となり得るものについては、ご応募前に、現地調査等を通じ、予め問題がないことを確認されていることが望まれます。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 対象国の政治・経済状況
- ・ 対象国の投資に関する各種政策や法制度
- ・ 対象となる裨益層の状況
(人口、家計、社会階層、生活形態、経済活動等)
- ・ 対象国の市場の現状
(市場の競争、類似商品のマーケットの状況、市場規模、流通体系など)
- ・ パートナーとなり得る現地企業・NGO 等の情報
- ・ 対象国における消費者の需要（潜在的な需要を含む）
- ・ 対象国における既存のインフラ（電気、道路、水道等）や関連設備など
- ・ 開発インパクトの発現に向けたベースライン調査及び目標とする開発インパクトの設定、シナリオの検討等

ウ ビジネスモデルの策定

上記ア、イの情報収集・分析に基づき、ビジネスモデルを策定します。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 原材料・資機材の調達
- ・ 要員計画
- ・ 生産、流通、販売計画

- ・ 環境・社会配慮
- ・ 許認可取得手続き
- ・ 財務計画
- ・ 必要な人材確保、育成計画
- ・ 技術移転の計画策定等

エ パイロット事業の実施及びビジネスモデルの検証

上記ウで策定されたビジネスモデルに基づき、パイロット事業を実施します。実施後、結果を検証し、ビジネスモデルに反映させ、修正します。必要に応じて実施と検証のプロセスを繰り返し、より実現性の高いビジネスモデルの策定及び事業計画の作成につなげます。

オ 事業計画の作成

上記ア、イ、ウ、エに基づき、実際の SDGs ビジネスの事業計画を作成します。想定される事業計画については様式 6「企画書」で提案してください。

カ JICA 事業との連携可能性の検討

本制度は、提案される SDGs ビジネス及び JICA 事業の双方にとって効率性、効果、持続性が向上する連携の可能性を検討します。現時点で想定される連携のアイデアについて、様式 6「企画書」にてご説明ください。

なお、連携が期待される事業は、過去の事業、現在実施中の事業、今後検討すべき事業のいずれも該当します。但し、今後検討すべき事業のうち、当該 JICA 事業が、SDGs ビジネス実施の前提になるようなアイデアについては、評価の対象になりません。

(3) 対象国

JICA在外拠点が設置されている ODA 対象国を中心に、以下の国・地域を原則とします。ただし、対象国となっても、JICA の安全管理対策上、外務省海外安全情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) において「レベル 4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」及び「レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」と指定されている国または当該地域は対象外となります。対象国・地域について不明な場合はあらかじめ照会ください。その他採択後であっても、対象国の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由や、外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合があります点あらかじめご留意願います。

また、今回の募集では、2018年に予定されている第8回太平洋・島サミット（PALM8）開催を控え、大洋州地域向け民間ビジネス・投資を促進する観点から、大洋州を対象とした応募を勧奨します。

アジア地域 23 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カザフスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中華人民共和国

※中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中 ODA が、日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

※バングラデシュでは 2016 年 7 月に発生したダッカ襲撃テロ事件を受け、安全面に十分な配慮を行い、地方部やオープンなスペースでの活動は限定的な形で実施しています。本調査の実施にあたっては、JICA の安全対策措置を遵守いただくとともに、特に地方部やオープンスペースでの活動が限定されることにご留意ください。

大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

中南米地域 20 か国

アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

※キューバの JICA 在外事務所は設置されたばかりであり、現地での支援体制が十分に整っていないことを踏まえ、実施を提案する案件については、提案法人が現地での JICA による支援を受けなくても、事業を実施できる体制であるかを確認の上、提案の採否を決定することとなります。

アフリカ地域 25 か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セ

ネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

中東地域 6 か国

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

欧州地域 2 か国

セルビア、トルコ

(4) 実施期間

JICA との業務委託契約締結日から 3 年以内

(5) 調査の規模

1 件あたりの調査規模は、5,000 万円を上限（消費税を含む）とします。

詳しくは、「IV. 調査経費・支払等」及び添付書類「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理（積算）ガイドライン」を参照してください。

(6) 採択件数

10 件程度

(7) 応募上の留意事項

① SDGs 達成に貢献し得る事業提案

既存の製品やサービスの途上国における普及といった供給側の視点からだけでなく、SDGs の中から具体的なゴール／ターゲットを特定し、対象国の状況に基づき、その達成に貢献し得るビジネスモデルをご提案ください。SDGs のゴール／ターゲットに則して、ご提案ビジネスの具体的な目標を設定した上で、その目標が達成される道筋についてのロジックとともに、その貢献度合いを定量的に測る方法についてご提案ください。

② BOP ビジネスの位置づけ

SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に通じるものとして、SDGs の中でも貧困層の課題に焦点を当てた「BOP ビジネス」は優先分野と位置付けています。なお、「BOP ビジネス」は、BOP 層を消費者として捉えるビジネスモデルだけではなく、バリューチェーンの多様な段階（原

材料調達、生産、流通・販売等)にBOP層を巻き込むビジネスモデルを対象とします。

③ 既存事業の扱い

対象国で既に事業化準備に着手されているものであっても、本格的な事業展開に向けて調査や検証を必要とするものについては本調査の対象とします。また、途上国で既にビジネスモデルが確立し実際に事業化されているものであっても、他の国や地域における展開のために新たなビジネスモデルの構築を必要とするものについても本制度の対象となります。

④ パイロット事業の扱い

本制度では、対象地域において実現性の高いビジネスモデル策定を可能とするため、当該地域においてパイロット事業を実施し、その結果に基づくビジネスモデルの検証を調査に含めることを推奨します。

⑤ 医療行為等の扱い

本調査の実施にあたり、(a)治験(Clinical Trial)及び人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験(以下「治験等」という)、及び(b)医療行為については、以下の扱いとします。

(a) 治験等の扱い

治験等は、JICA事業として実施しない。なお、治験等の実施者(医療従事者等)に対する研修・指導・助言等はJICA事業に含めることができる。

(b) 医療行為の扱い

「医療行為」は、患者に対しての直接的な医療行為を指すものとし、原則、現地医療従事者が行う医療行為への指導等は含まれない。採血、検便、検温、血圧測定等、大きな危険を伴わないものについては、JICAから事前了解を得た場合は実施可能。より広範囲の侵襲を伴う医療行為の扱いは、侵襲性や安全性を踏まえ、個別に扱いを検討する。

なお、相手国での医療行為の実施に際しては、医療行為を行う実施者が相手国で有資格者として認定されること、JICA及び実施者への免責に関する合意文書を相手国責任機関と結ぶことなど、リスク管理を行うことが必要となります。

⑥ 本事業で生じた売上の取り扱い

収入を発生せしめる活動は、業務委託契約の対象となる業務内容から予め除外することを原則とします。

ただし、業務の範囲内でテストマーケティング等の試行的な販売活動を行う必要がある場合など、提案法人の収入を発生せしめる活動によって生じた収入については、対象国の税法等法令に基づき課税対象にならないことを提案法人がリーガルチェックした上で、本事業実施にあたり企業が負担した経費へ充当することとします。

(8) 本制度の対象外となる提案

① 提案法人がこれまで実施してきた調査と同一の内容で、期間を延長することのみを目的とした提案は採択されません。なお、既に「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」を実施した案件については、前回調査との違いや、新たな調査や検証を実施する必要性に応じて個別に検討します。

② 提案法人（共同企業体の場合は代表者と構成員の全員）が、同時期（公示日からの採択通知日の期間が一部でも重複することを示す）に募集される他の JICA 事業に同様の事業を重複して提案することはできません。（提案法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることとし、同応募の採択通知受領まで他スキームに応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。）

※企画書において、JICA 事業及び他機関の事業への応募状況、受注実績等をご記載いただきます。

(9) 成果品

調査の成果は、調査報告書（最終報告書）にまとめ、調査終了後に成果品として提出することになります。（その他、調査途中に提出するレポート等は、契約書（特記仕様書）に記載します。）

調査報告書の著作権は全て JICA に帰属し、公表を原則とします。但し、提案法人の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、提案法人が本調査終了後、ビジネスを自ら展開する前の段階で公表されることが提案法人のビジネス展開を阻害する場合や、法に定める個人情報等が最終成果物に記載されている場合は、提案法人と協議の上、法令及び JICA 法人文書管理規程に基づき、当該情報に該当する部分を非開示ないしは一定期間非開示とする等

の措置を講ずることとします。なお、上記に関わらず法令の規定により不開示とした情報を開示することがあります。

過去の調査報告書は、下記のウェブサイトでご確認頂けます。

https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/

(10) JICA の役割

調査の準備及び実施に際しては、提案法人が主体的に実施する点に留意願います。JICA は、調査実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介や関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

※各国における開発課題の現状や JICA 事業との連携可能性については、以下の情報もご参照ください。

【外務省 国別開発協力方針・事業展開計画】

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

【JICA 民間企業の製品・技術活用が期待される開発途上国課題】

http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html

【JICA 各国における取り組み（JICA 国別分析ペーパー）】

<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>

【JICA 各課題における取り組み（JICA 課題別指針）】

<http://www.jica.go.jp/activities/index.html>

http://gwweb.jica.go.jp/km/KM_Frame.nsf/NaviSubjMain?OpenNavigator

【世界銀行 各国情報（英語）】

<http://www.worldbank.org/en/country>

<http://datatopics.worldbank.org/consumption/>

【BOP ビジネス支援センター】

（JICA、経済産業省、JETRO 等による BOP ビジネスに関する報告書等掲載）

<http://www.bop.go.jp/documents>

【JICA BOP ビジネス関連の調査報告書】

https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/

【SDG Compass SDGs の企業行動指針 -SDGs を企業はどう活用するか-】

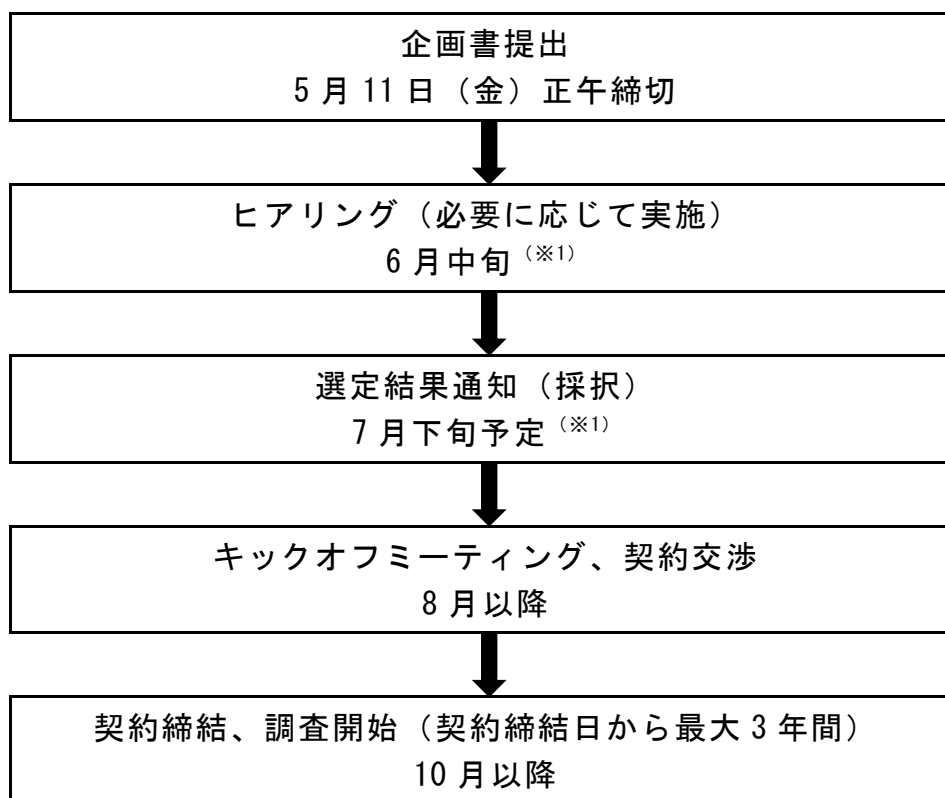
http://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf

Ⅱ. 募集・選考の流れ

1. 募集・選考スケジュール

募集・選考のスケジュールは下図のとおりです。募集・選考の流れに関する詳細は次項以降の説明をご確認ください。

なお、「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」公示において必要としていた、事前の「競争参加資格申請書類提出」は、不要となっています。



※1 審査状況等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

2. 競争参加資格

(1) 競争参加資格

本企画競争への参加を希望する者（共同企業体の場合は全構成法人）（以下、「提案法人」）は、以下の要件全てを満たすことが必要です。

- ① 本邦登記法人。なお、会社法上の外国会社、発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、又は外国会社の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業は、本制度の対象外とします。

- ② 国税（法人税、消費税及び地方消費税）に未納がないこと。（業務委託契約約款第 20 条 1 項（7）のとおり、租税滞納処分等の事実は契約解除要件となります。）
- ③ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者ではないこと。
- ④ JICA から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。
契約競争参加資格停止措置を受けている者からの応募については、具体的には以下のとおり取り扱います。なお、外部人材（下記 8.（3）ウ）を雇用している者が契約競争参加資格停止措置を受けている場合も同様の対応とします。
（ア） 企画書の提出時に資格停止期間中の場合、企画書を無効とします。
（イ） 資格停止期間前に、採択通知されている場合は、契約手続きを進めます。
（ウ） 企画書提出後、採択通知される前に資格停止期間が始まる案件の企画書は無効とします。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないこと。
（ア） 提案法人の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）である。
（イ） 提案法人の役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる。
（ウ） 反社会的勢力が提案法人の経営に実質的に関与している。
（エ） 提案法人又は提案法人の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- (オ) 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (カ) 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (キ) 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (ク) その他提案法人が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

3. 応募書類・企画書

(1) 応募書類の構成

応募書類の構成は次のとおりです。別添様式 1～12 を使用してください。

書類	部数	様式
見積金額内訳書 見積金額内訳明細書	正 1 部、写 7 部	様式 1、2
書類受領書（注 1）	2 部	様式 3
企画競争申込書	1 部	様式 4
提案法人情報	正 1 部、写 7 部	様式 5
企画書	正 1 部、写 7 部	様式 6、8*
企画書 CD-ROM	2 部	様式 1、2、5、6（注 2）
会社（団体）概要**	1 部	既存のパンフレット等
財務諸表（注 3）直近 1 年分	2 部	提案法人所定様式
納税証明書（その 3 の 3）発効日から 3 カ月以内のもの（注 4）	1 部	税務署にて取得可能。 市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書、納税証明書その 1 等では受付できません。

*補強団員を評価対象とする場合のみ

**ウェブサイトがない会社（団体）のみ

(注 1) 受領書は、提出書類を提出する際に、併せてご提出ください。押印した受領書を 1 部ご返却いたします。

(注 2) 下記のとおり CD-ROM（2 枚）に記録して提出してください。

- ・ 様式 1、2、5：エクセル形式
- ・ 様式 6：PDF 形式（紙をスキャンする方法ではなく、電子データを直接 PDF 保存し、1 ファイルにまとめてください。）

(注3) 代表法人の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。

(注4) 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について提出が必要です。

(2) 企画書の記載要領

企画書の記載要領については、様式 6「企画書」を参照してください。

(3) 見積金額内訳書<様式 1, 2>

Ⅳ. 調査経費・支払、及び、添付書類「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理（積算）ガイドライン」に基づき調査実施に必要な経費を積算してください。

なお、1.2.(5)「調査の規模」に記載された上限金額を超える見積りが提出された場合は、審査の対象外となることがあります。

(4) 提出締切日時

2018 年 5 月 11 日（金）正午必着 とします。

- ・ 提出受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く）です。
- ・ 提出締切を過ぎて提出された又は郵送により到着した企画書は、理由の如何を問わず評価の対象となりませんのでご注意ください。

(5) 提出方法及び提出場所

提出方法は、JICA 本部への郵送又は持参に限ります。

ア. 郵送の宛先

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部 連携推進課
SDGs ビジネス調査 係

イ. 持参の提出場所

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 1 階 総合受付

午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く。提出締切日は正午まで。）

なお、ご提出の際は受付にて「民間連携事業部連携推進課」宛とお伝えください。

応募書類に不備がある場合は、評価対象となりませんので、ご注意ください。また、以下のいずれかに該当する企画書は無効です。

1. 提出された企画書に記名押印がないとき。
2. 虚偽の内容が記載されているとき。
3. 本要項に違反したとき。

4. 企画書の評価・選定

(1) 評価項目・評価配点・評価基準

企画書の審査基準や、特に重視する項目については、＜参考資料 2：評価の視点＞をご参照ください。

(2) 評価・選定方法

JICA 関係部署による一次評価を実施後、外部有識者から成る有識者委員会に対して一次評価結果に関する諮問を行い、その結果も踏まえ、採択案件を決定します。なお、必要に応じて、提案法人へのヒアリングを実施する場合があります。

5. 評価結果の通知

選定結果の通知は、2018 年 7 月下旬頃を予定しています。なお、審査状況等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

6. 調査内容の確定／契約交渉／契約締結

採択となった企画書の提案法人に対し、提出された企画書及び最新情報に基づいて、調査内容・体制等について協議を行い、併せて見積書の内容について契約交渉を行った上で、JICA が提案法人に対し調査の実施を委託する業務委託契約を締結します。

提案法人は、JICA との業務委託契約に基づき調査を実施し、調査中及び終了時に契約で規定する成果品を提出することとなります。本制度は助成金事業や補助金事業とは異なります。契約書の見本については、＜参考資料 1：契約書雛形＞をご参考ください。

上記協議において、調査内容・調査手順に関し、JICA 側から、提案法人に提案内容の変更を求めることがありますので、ご了承ください。なお、調査内容や支払条件を含めた契約条件で合意できない場合には、契約を締結することが出来ませんのでご注意ください。

7. 情報の公開

採択された案件の国名・案件名・契約先名と調査概略は、選考結果通知後、公表を予定しています。また、調査の契約締結後には契約先名、契約金額等情報の公表を予定しています。

この点に同意の上で、本制度の応募書類をご提出いただきますようお願いいたします。

具体的には、「公共調達適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/>)

8. 応募に当たっての留意事項

(1) 提案法人について

- ア. 将来の事業実施のために、出資や事業への参画を考えている複数の法人が共同で本調査を実施する場合は、共同企業体による応募を認めます。共同企業体を結成する場合は、代表法人及び構成法人にて共同連帯責任をもって業務実施にあたることを確認の上、企画書に添付してください(様式 4)。様式 4 へは代表法人及び全構成法人の代表者印又は社印を必ず押印してください。なお、企画書の提出締切後は原則として共同企業体の構成を変更することはできません。共同企業体を構成する法人の数は、最大で 5 法人までとします。
- イ. 同一案件を、協力関係にある法人から別々に提案することは認められません。複数の法人が同一案件で提案する場合は、共同企業体として提案してください。

(2) 提案内容について

- ア. 提案法人が受託する他機関・団体の事業補助金(対象調査地域や内容が同一あるいは類似するもの)との重複は不可とします。但し、他機関から補助金等を受け取っている場合でも、調査内容等が客観的に違うことが説明できると JICA が認める場合には、本制度の対象となる場合があります。
- イ. 本制度に係る同一回の公示において、同一の法人ないしは共同企業体から、内容が同一または著しく類似する複数の企画書が提出され

た案件、あるいは、他の JICA 事業に同一または著しく類似する内容を重複して提案した場合。(提案法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることとし、同応募の採択通知受領まで他スキームに応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。) また、共同提案法人が同じで提案法人のみを替えた提案、もしくは提案法人と外部人材を入れ替えた提案であることが確認された場合等は、重複応募とみなし、いずれの提案も無効とします。

(3) 業務従事者について

- ア. 本調査を行う際、提案法人(共同企業体の場合は全構成法人)から必ず 1 名以上が業務従事者として参加する必要があります。
- イ. 調査団の業務主任者(総括)は、企画書提出時点で、提案法人(共同企業体の場合は代表法人)の役員又は常勤の従業員である必要があります。なお、業務主任者には、調査業務全体を一貫して運営管理することが求められ、企画書審査の際にも経験、能力等を評価対象とすることから、企画書の提出締切後の交代は原則として不可とします。
- ウ. 事業の実現に向けて、提案法人(共同企業体の場合は全構成法人)以外の法人に雇用されており、調査後の事業に参画することを見込んで参加する個人(自然人)を補強団員として提案法人側の業務従事者に含めることを認めます(様式 8 の同意書の写を採択後にご提出ください。但し、補強団員を評価対象とする場合には、企画書に添付して提出ください)。また、技術・分野課題・対象国・ビジネス展開等に関する知見を持ち、調査後の事業に参画することを見込まず、本調査にのみ参加する個人(自然人)を外部人材として業務従事者に含めることを認めます。なお、補強及び外部人材に関しては、本邦登記法人以外で登記された企業に所属する人材を含めることが可能です。
- エ. 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者(総括)については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

9. 質問受付

- (1) よくあるご質問と回答を「Q&A(よくあるご質問と回答)」としてまとめておりますので、ご確認ください。

(2) この募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式 7）を電子メールにてご提出ください。

ア. 質問受付期間：公示実施日から 2018 年 4 月 26 日（木）午後 5 時まで

イ. 担当部署：

独立行政法人国際協力機構

民間連携事業部連携推進課「SDGs ビジネス調査」係

メールアドレス：minkanshien_os@jica.go.jp

(3) 質問に対する回答書は、JICA のウェブサイトにて公開します（電話やメールの形式で個別に内容に関する確認は受け付けません）。本制度応募予定者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

掲載までに数日がかかりますので、ご了承ください。

Ⅲ. 留意事項

(1) 採択又は契約の取り消し

企画書の採択後に、調査の実施が明らかに困難と JICA が判断する事態が発生した場合や、何らかの事情により提案法人（共同企業体の場合は代表者と構成員の全員）が応募時の要件を満たさない状況に至った場合には、選定された案件の提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）と契約を締結しない、又は契約を締結した後に契約を取り消すことがあります。

(2) 現地再委託

ア. 本業務で実施する現地調査工程の一部を、専門的な知識や経験を持つ NGO、NPO、民間企業、ローカルコンサルタント等に再委託することを認めます。また、再委託としての不適格要件は添付書類「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理（積算）ガイドライン」に記載があります。その場合は、JICA の承認の下、提案法人は再委託先と契約を結ぶことになります。
なお、JICA と提案法人間で締結する契約書上で認められた業務以外の業務を再委託することは認められません。

イ. 現地再委託の可能な業務の範囲は特に限定しませんが、現地調査の中の主要な業務は全て提案法人が主体的に実施することとし、調査工程の全てを再委託することはできません。再委託が認められる範囲については、案件毎に契約交渉の時点において検討します。（例えば、事業計画を作成する場合に、計画作成に必要なデータを収集するため市場調査を再委託する等。事業計画の作成そのものは、本調査の主要業務となりますので、これを再委託とすることはできません）

ウ. 現地再委託契約相手先の選定は原則として競争性がある選定方法により行うことが必要です。現地再委託を実施する場合は、「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 契約管理ガイドライン別添 3 現地再委託ガイドライン」に則り実施してください。

エ. 特定の企業を随意に契約相手先とすることは原則できません。特定の企業等に業務を再委託することが必要な場合は、採択後の契約交渉等を通じて可否につき検討することとなります。

(3) 環境社会配慮

本調査の実施に当たっては、JICA が制定する環境社会配慮ガイドラインの適用の対象となります。提案案件が採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリ」のうちいずれに属するかが決定されます。カテゴリ A 及び B 案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象になるため、本制度の実施を受託する提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）は契約書の規定に基づき、環境社会配慮ガイドラインの規定に対応することが必要となります。

ガイドラインの詳細については、「新 JICA の環境社会配慮ガイドライン」をご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

(4) 安全対策上の留意点

JICA は、契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）に対して「安全対策マニュアル」、「行動規範」及び安全情報の提供等を行い、安全確保に努めます。また、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、本制度の採択企業・団体の皆様に、JICA が主催する全業務従事者を対象とした安全対策研修（ウェブ研修、座学）及び「[功劳金対象国・地域](#)」を対象としたテロ対策実技訓練を受講していただきます。同時に、対象国、地域の治安状況により採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の経費計上を提案法人にお願いすることがあります。なお、当該経費を含めた契約金額が上限金額を越える場合は、例外的に上限金額を上回ることを許容することがあります。

また、本制度の実施に当たり、提案法人は外部人材を含む業務従事者に緊急移送サービスを含む適切な保険を付保することを推奨します。

(5) 不正行為の防止

提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構職員倫理規程（平成 16 年規程（人）第 28 号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。

また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、提案法

人（共同企業体の場合は全構成法人）は、本事業の実施における途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条²（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意願います。

※「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」

<http://www2.jica.go.jp/ja/oda/info/pdf/guidance.pdf>

(6) 情報セキュリティの管理

本契約に関する以下の資料を JICA 民間連携事業部連携推進課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（minkanshien_os@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは審査結果（不採択）通知後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとしします。）

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ管理細則

(7) 運営補助業者の配置

JICA は、本件における企画書審査、SDGs ビジネス調査業務の開始から終了までの進捗監理と事業化に向けたご支援に際し、保秘義務を課した上で、JICA による制度運営を補助する外部委託業者を配置しています。従って、提案法人と JICA との面談への当該業者の同席や、提案法人への連絡・依頼・助言等について、当該業者を通じて行う機会が想定されますことをご了解ください。

² 不正競争防止法第 18 条の運用については、経済産業省による外国公務員贈賄防止指針を含む詳しい解説及び注意事項を参照（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html）

IV. 調査経費・支払等

本調査は、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）と JICA との業務委託契約に基づき実施するものであり、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）が業務委託契約書上で規定した一連の業務を履行、成果品を提出し、JICA はその対価として提案法人に対して契約金額を支払う形を取ります。つまり、提案法人が自ら行う調査に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なることにご留意ください。

(1) 見積書の作成に当たって

本調査の直接費として計上が可能な費目・内容の詳細については、添付書類「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理(積算)ガイドライン」を参照してください。企画書提出時の見積額が、契約金額の上限となります。

(2) 起算日について

契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）、内国旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）及び外部人材の格付け等に係る年数等算出の起算日は本公示日とします。

(3) 契約履行期間外に発生した経費について

企画書、見積書作成を含む準備段階等、契約締結前に提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は負担しません。同様に、契約履行期間終了後に発生する経費についても、JICA は負担致しません。

(4) 提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）の人件費について

将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本制度の性格に鑑み、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）に応分の負担を求める観点から、共同企業体構成員を含む提案法人（及び親子関係、その他の実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材、補強を含む）の人件費を当機構は負担いたしません。

※外部人材として参画する業務従事者については、人件費の計上が可能です。

(5) 安全対策経費について

調査対象国、地域の治安状況により、採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の計上をお願いすることがあります。その場合でも、当該経費を含めた契約金額が上限金額を越えることを原則認めませんが、例外的に上限金額を上回ることを許容することがあります。

(6) 前払金について

業務委託契約約款第 16 条に規定する前払金については、契約交渉における合意に基づき、同条に定める限度額の範囲内で、初年度における請求金額が調整されることがあります。

以上